人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣を指定する（一月九日）

法務省

（東京地方検察庁検事法務省大臣官房司法法制部付法務省大臣官房付法務省大臣官房秘書課付）検事　丸山　嘉代
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する
法務省大臣官房司法法制部付に充てることを解く
法務省大臣官房秘書課付に充てることを解く
法務省大臣官房秘書課付に充てることを解く
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官　中村　功二
法務省大臣官房司法法制部付に充てる
法務事務官（法務省大臣官房付）の併任を解除する（以上二十四年十二月二十六日）
土居　正俊
会地方更生保護委員会委員（四国地方更生保護委員会委員）に任命する
（法務省矯正局矯正医療管理官）
法務事務官　望月　靖
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　冨澤　一郎
法務事務官（法務省矯正局矯正医療管理官）に転任させる（以上二月一日）
法制審議会委員に任命する
能見　善久
法制審議会委員を免ずる（以上一月四日）
野村　豊弘
（東京地方検察庁検事）検事　竹中　理比古
辞職を承認する（一月十日）

○官吏死亡
矯正研修所仙台支所教頭法務教官北嶋清和は、二十四年十二月八日死亡

外務省

（大臣官房）外務事務官　関口　昇
総合外交政策局国連企画調整課長に昇任させる
（総合外交政策局国連企画調整課長）同　久野　和博
在イスラエル日本国大使館参事官に転任させる（以上二月十日）

皇室事項

講書始の儀

一月十日午前十時三十分、宮中において、講書始の儀を行われ、九州大学名誉教授中野三敏は「江戸文化再考」、早稲田大学政治経済学術院特任教授鈴村興太郎は「制度の設計と実装」、奈良先端科学技術大学院大学長磯貝彰は「植物が多様な性質の子孫を作る仕組み」について進講した。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、職種転換制度中止の要求に関して、平成25年１月16日以降、同組合の組合員が従事する全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

なお、争議行為が行われた場合に影響が及ぶと想定される県ならびにＪＲの路線は、別記のとおりである。

平成 25 年１月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

福島県　常磐線、水郡線
茨城県　常磐線、水戸線、水郡線
栃木県　水戸線
千葉県　常磐線
東京都　常磐線

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県塗料製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年１月 15 日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間871円」を「１時間877円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年３月１日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年１月 15 日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間802円」を「１時間809円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12―９（人事院規則８―12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成25年１月11日をもって満了した。

平成 25 年１月 15 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成23年度航空管制官採用試験
平成23年度航空保安大学校学生採用試験

平成 24 年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第３条の規定に基づき平成24年10月11日及び12日に実施した平成24年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。

平成 25 年１月 15 日

経済産業大臣　茂木　敏充

１．航空機
101003　101004　101006　101009　101014
101020　101021　101022　101024　101025
101030　101031　101032　101034　101036
101040　101043　101045　101049　101055
101065　101067　101068　101069　101071
101073　101077　101078　101079　101082

２．航空機用原動機
102001　102003　102004　102006　102019
102020　102025　102026　102027　102028
102032　102033　102037　102042　102045
102051　102053　102055　102060　102064
102065　102066　102068　102069　102071
102074　102075　102081　102082　102086
102099　102103　102105　102106

３．航空機用プロペラ
103004　103006　103008

４．回転翼
104002　104004　104007　104011　104017
104022

５．降着装置
105001　105004　105005　105010　105012
105013　105015　105023

６．発電機
106001　106002　106005　106007　106013
106015

７．空気調和装置用機器
107001　107002　107004　107005　107009
107010　107015　107016

８．飛行指示制御装置
108001　108010　108012　108014　108022

９．統合表示装置
109004　109007　109022　109023　109024
109025

10．航法用電子計算機
110004　110005　110010　110012　110013
110014　110019　110020　110026　110030
110031　110032　110034　110035　110036
110037　110038